

「エアロビック技能検定会」実施要項

(エアロビック検定)

(目的)

1. 本実施要項は、エアロビック技能検定制度に定める技能検定会における「エアロビック検定」の実施内容に関わる事項について定め、もって、技能検定の普及を目的とする。

(技能検定の範囲)

2. 技能検定会が開催できる団体と、検定範囲は次のとおりとする。

開催団体	技能検定の範囲
1. 本連盟	10級～1級
2. 都道府県エアロビック連盟	10級～2級
3. エアロビック技能検定事業所	10級～3級
4. エアロビック専門科目認定校	10級～3級
5. 競技エアロビック登録クラブ	10級～3級
6. 地域エアロビック・リーダーズ・サークル(LC)	10級～4級

(受検資格)

3. 10級～6級の受検資格は、特に定めない。

ただし、5級～2級の受検においては次の対象者以外に原則として「とび級」は認めない。

- (1) ワールドカップ／世界選手権大会一般の部における3位以内入賞者は、最大2級までの受検を認める。
- (2) ワールドカップ／世界選手権大会一般の部への出場者は、最大3級までの受検を認める。
- (3) 全日本選手権大会の全国大会一般の部への出場者は、最大4級までの受検を認める。

(技能検定会の内容)

4. 技能検定会の内容は、「ベイシックプログラム」と「フリープログラム」により構成される。

- (1) ベイシックプログラムは、10級～2級まで適用する。
- (2) フリープログラムは、5級～1級まで適用する。
- (3) ベイシックプログラムでは、本連盟が指定する「検定曲」を使用する。
- (4) フリープログラムの5級～2級までは、本連盟が指定する「検定曲」を使用する。
- (5) フリープログラムの1級では、受検者が用意する音楽(1分45±5秒)が使用できる。

検定級	ベイシックプログラム		フリープログラム	
	使用曲/BPM	検定時間	使用曲/BPM	検定時間
10級	検定曲 125	12分	/	
9級				
8級				
7級				
6級	検定曲 135		/	
5級				
4級	検定曲 140	7分	検定曲 140	1分45±5秒
3級				
2級				
1級				

(技能検定員)

5. 技能検定会における受検者の合否の判定は、本連盟が認定した技能検定員が務める。

(1) 開催団体は検定級の内容に応じて、次の技能検定員を配置しなければならない。

検定級	技能検定員数	主任検定員
10級～8級	1名	—
7級～6級	2名	1名を主任検定員とする
5級～4級	2名	1名を主任検定員とする
3級～2級	3名	1名を主任検定員とする
1級	3名	1名を主任検定員とする

(2) 7級以降については1名を主任検定員とし、合否判定の全権を担う。当面は、原則として旧制度のI種技能検定員が努める。

(3) 1級については、本連盟が任命する中央検定員が努める。

(採点基準と採点方法)

6. 技能検定会における採点基準は、次の通りとする。

(1) 採点基準及び採点方法は次の通りとする。

採点	基準	採点方法
5点	大変良い	0.5単位点で採点する。
4点	良い	
3点	ふつう	
2点	やや劣る	
1点	劣る	

(2) 合否の判定は次のとおりとする。

検定級	判定基準
10級～8級	評定値 3.0 以上
7級～6級	評定平均値 3.5 以上
5級～4級	評定平均値 3.5 以上
3級～2級	評定平均値 4.0 以上
1級	評定平均値 4.0 以上

※5～2級のベシック、フリープログラムのいずれも評定平均値以上であること。

※5～2級については、どちらかのプログラムが不合格の場合は合格保留となり、不合格のプログラムについて再受検とする。

(3) その他

① フリープログラムにおいて、アクロバティックな動作や他の運動種目に代表される動きは評価の対象としない。

② 1級のフリープログラムの実施時間が1分50秒を超えた場合は、それ以降の演技は評価の対象としない。

③ ベシック、フリープログラムのいずれにおいても、受検者個人の理由によるやり直しは原則として認めない。

(実施の人数)

7. 技能検定会において、同時に行う最大の実施人数は原則として次の通りとする。

級	ベーシックプログラム	フリープログラム
10級～8級	10名	—
7級～6級	6名	—
5級～4級	4名	3名
3級～2級	4名	2名
1級		1名

(検定料及び認定登録料)

8. 受検希望者は、次の受検料を開催団体に支払うことにより受検することができる。

また、検定級に合格した場合、認定登録料を支払うことにより検定級が認定される。

	検定料		認定登録料	交付物
	一般(20才以上)	学生		
10級～8級	2,000円	1,500円	1,500円	認定証 及び バッジ
7級～6級	3,000円	2,000円	2,000円	
5級～4級	4,000円	3,000円	3,000円	
3級～2級	6,000円	5,000円	4,000円	
1級	10,000円	8,000円	6,000円	

(技能検定会の実施と手順)

9. 技能検定会の実施と手順はおおむね次の通りとする。

実施の手順		実施の内容
1	開催申請	・開催団体は、本連盟に1ヶ月前までに技能検定会の開催申請の手続きを行う。
2	受検の募集告知	・開催団体は、受検者の募集告知を行う。
	受検申し込みと受付	・受検者は、所定の申込書と別表に定める受検料を添えて開催団体に申し込みを行う。
3	技能検定会の実施	
4	合否判定と通知	・開催団体は、技能検定会終了後すみやかに合否判定を行い、15日以内に受検結果通知書を発行する。 ・同時に、合格者に対して当日もしくは後日、認定登録申込書を送付する。
5	実施報告と認定登録手続き	・開催団体は、45日以内に判定結果報告と実施報告書を本連盟に提出する。 ・同時に合格者の認定登録申込書と別表に定める認定登録料をとりまとめて、本連盟に認定登録の申請を行う。
6	認定証の発行	・本連盟は、認定登録申請の受理後1ヶ月以内に認定証を発行しバッジを添えて開催団体に送付する。
7	認定証とバッジの交付	・開催団体は、認定登録者に認定証とバッジを交付する。

(受検料及び認定登録料の取り扱い)

10. 受検料及び認定登録料の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 受検料は、開催団体が全額収納する。但し、地域エアロビック・リーダーズサークル(LC)が開催する場合は、受検料の5%を当該の都道府県連盟に支払う。
- (2) 認定登録料は、開催団体が収受して本連盟に全額納入する。

(技能検定員の報酬)

11. 技能検定員の報酬は、原則として次の基準とする。

(1) 報酬金額

検定級	技能検定員の報酬基準
10級～8級	上限 15,000 円/人
7級～6級	上限 15,000 円/人
5級～4級	上限 20,000 円/人
3級～2級	上限 25,000 円/人
1級	—

- (2) 1回の技能検定会で受検者が50名を越えた場合は、2回分の報酬を支払う。
- (3) ジュニア・エアロビック検定とエアロビック検定が同時に行われる場合は、それぞれ別途の報酬を支払う。
- (4) 報酬金額並びに支払い方法は、前項までを参考に開催団体と技能検定員が話し合いにより決定することができる。

(附則)

1. 本実施要項は平成19年4月1日より施行する。
2. 本実施要項は平成20年4月1日改定
3. 本実施要項は平成21年4月1日改定